

【資料 8-3-3】共有建造制度の概要

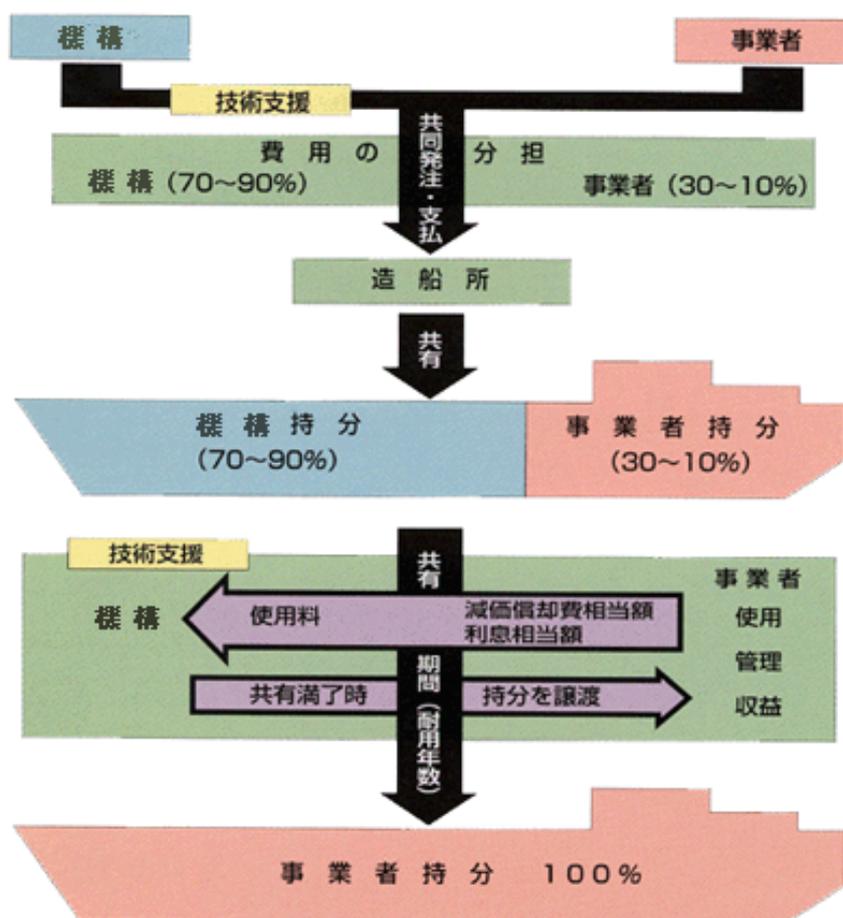
(独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 HP より)

共有建造方式の仕組み

海上運送事業者の申し込みに応じて、国内海運事業者(以下「事業者」という)と機構が費用を分担して船舶の建造を造船所に共同発注します。また、完成までの間の工事監督や検査も共同で行います。完成した船舶は、費用の分担割合に応じて海上運送事業者と機構が一定期間(おおむね耐用年数)共有します。

この共有船は事業者が使用・管理していただき、これにより生じる収益及び費用についてはすべて事業者のものとなります。機構に対しては、共有船の機構持分の使用料として、元金均等割賦弁済方法により計算した元金及び利息に相当する金額を共有期間を通じて支払っていただくことにより、機構が分担した建造費用を弁済していただくこととなります。また、共有終了までの間、共有船のメンテナンスサポートも行っています。

最終的に、共有船は、共有期間満了時に減価償却後の残存簿価で機構の持分を買い取っていただくことにより、海上運送事業者の100%所有船となります



出典：独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 HP

(<http://www.jrtt.go.jp/02Business/Vessel/vessel-gaiyoV.html>)

(平成 28 (2016) 年 8 月 3 日閲覧)